

令和7年度第1回和光市勤労福祉センター運営検討委員会 議事録

- 日 時 令和7年8月7日（木）10時～12時00分
- 場 所 和光市役所5階 502会議室
- 出席者 1号委員 中川 雅之（学識経験者又は市内関係団体を代表する者）
 2号委員 田中 信幸（和光市勤労福祉センターの近隣事業者）
 3号委員 田中 和巳（松ノ木島土地地区画整理組合の関係者）
 4号委員 三浦 章宏（公募による施設利用者）
- 欠席者 2号委員 小野寺 洋子（和光市勤労福祉センターの近隣事業者）
 5号委員 阿部 理恵（市長が必要と認める者）
- 傍聴者 0人
- 事務局 市民環境部長 渡辺 正成
 産業支援課長 高橋 契将
 産業支援課課長補佐 大里 裕美子
 産業支援課産業育成支援担当統括主査 白田 祥子
 産業支援課産業育成支援担当 相田 由莉

議事の経過	
発言者	発言の要旨
市民環境部長 委員 事務局	（開会） ○開会あいさつ ○三浦委員自己紹介 ○市民環境部長、産業支援課長自己紹介
2 議案	
（1）アスレチックルームの活用について	
事務局	※資料1－1「アスレチックルームの利活用について」、資料1－2「アスレチックルーム利活用方法の検討：スポーツジム、ヨガスタジオ等の誘致について」をもとに説明。 アスレチックルームの利活用についての検討状況を説明する前に、そもそもなぜアスレチックルームを他の室場と分けて、特別に活用を検討しているかについて説明する。 令和4年10月に施設を直営化する前は、アスレチックルームにはトレーニングジムを設置し、個人で利用していただいていたが、直営化にあたり、人件費や設備の管理保守に費用を要するトレーニングジムを廃止することが決定した。 その後、アスレチックルームには卓球台や家庭用のフィットネスバイクを設置し、無料で個人が利用できるスペースとして運用している。 他の室場は、貸室として運用しているが、アスレチックルームは貸室としてい

ない。また、アスレチックルームを活動拠点としている利用団体がなく、スペースの活用方法を柔軟に見直すことが可能であるため、施設全体の運営方法とは区別してアスレチックルームの活用について検討したいと考えている。

配布資料のうち資料 1－1 に、現在のアスレチックルームの利用状況について示した。アスレチックルームにおいて卓球の他、フィットネスバイクやヨガ、トランポリンなどの利用ができるが、現在、アスレチックルームを利用する方のすべてが卓球を利用している。なお、1 回あたりの利用人数は 10 名以下としている。

1 ヶ月ごとの利用人数は、令和 6 年度は平均 89 名、令和 7 年度は平均 115 名、部屋の稼働率は 10%～12% となっている。なお、曜日・時間ごとの利用人数をグラフに表したものを 3 ページに記載した。土日の 13 時から 16 時の利用が多い傾向があり、平日では火曜日の 15 時、水曜日 12 時が比較的多い。

また、昨年度実施したアンケートにおいて、アスレチックルームについてどのように活用していくことが望ましいか、利用者と市民に何う問いを設けた。

結果を集約したものを資料の 4 ページに記載した。

利用者アンケートにおいて、利用方法については、「個人利用ができる部屋とする現状のまま」とする意見が 3 分の 1 程度と最も多く、利用目的としても「トレーニングジム」として利用したいという方が最多数という結果だった。

また、施設の設備、用具に満足しているかという問いに対して、「不満である」「大変不満」と回答した方は比較的少なかったものの、不満の理由として、以前はあった浴室、サウナ、トレーニングジムが無くなったことを挙げている声があった。

また、利用者アンケートにおける最後の設問で、アクシスに対する意見を自由記載していただいたが、その中で、アスレチックルームの活用について検討してもらいたいという声があった。

次に、市民アンケートの結果についてもアスレチックルームに関連する箇所を抜粋して説明する。

結果を集約したものを資料の 6 ページに記載した。

なお、市民アンケートは、アクシスを利用したことがない方にもご回答いただいている。

アスレチックルームの利用方法については、半数の方が個人利用を継続することが良いと回答している。また、利用目的については、こういった目的の部屋として利用するかという選択肢になるが、体育室として利用することが望ましいとする意見が半数以上となっている。

その他の意見を 7 ページにまとめた。

利用目的を「その他」と回答した方のうち、具体的な利用方法を挙げた回答が

いくつか見られたが、その中で「フィットネスルーム」「総合体育館と同等の器具を備えたトレーニングジム」「以前と同じようなトレーニングルーム」という回答も見受けられた。

また、反対に、子どもや子育て世代が使えるスペースとしての活用が望ましいという意見もあった。

その他、「マルシェやイベント、講座を開催するスペースとして」活用するという意見もあった。実際に、令和5年度にはアスレチックルームで市主催のヨガやズンバの講座、今年6月には卓球教室をアスレチックルームで開催した。

卓球教室には13名に参加していただき、卓球台3台を設置して開催したところ、講座の規模に対して必要十分なスペースであったと思う。

これまで説明した、アスレチックルームの活用状況や利用者、市民からの意見を踏まえて、どのようにこのスペースを活用することが、勤労福祉センターの存在意義を高めることができるか、事務局で検討した。

そこで、アンケートで、アスレチックルームの使い道として最も意見が多かった、トレーニングジムとしての利用をはじめ、ピラティスヨガ、ハンモックヨガのスタジオにも問い合わせを行い、情報収集を行った。

情報収集を行った事業者についてまとめたものを8ページに記載した。

コンビニジムとしては、街中でよく見かける大手スポーツジム企業4社に、電話や企業のサイトから問い合わせを行った。

ピラティスヨガ、ハンモックヨガについては、インターネットで検索して関東圏でスタジオを置いているところのうち、数社に問い合わせを送信した。

また、これらの他に、令和4年9月まで施設を指定管理者として運営していたシンコースポーツの方にも問い合わせを実施した。

各企業からの回答については、9ページに記載のとおり。

市からの問い合わせに対し、回答があり、個別に打合せをさせていただくことができた企業は、マシンピラティスやホットヨガ、年配の方向けのストレッチ教室を展開している「ライフクリエイト」という会社と、以前指定管理者としてアクシスを運営していた「シンコースポーツ」の2社。

企業との打ち合わせに使用した資料は資料1-2のとおり。

マシンピラティスのライフクリエイト様は、マシンピラティスやホットヨガは女性専用のスタジオとして運営しているため、同社が展開している事業としてはストレッチ教室の事業が、公共施設の部屋を借りて実施するのにはふさわしいのではないかという意見があった。

また、元指定管理者のシンコースポーツ様との打合せでは、場所貸しに対する賃料、つまり「行政財産使用料」の金額、またスタッフの配置について、どの程度経費を抑えることができるかという点が、ジム運営の検討にあたって重要なポイ

	ントになるということだった。 シンコースポーツ様とは、直営化に移行した際にもジム運営について協議しているが、その際は、トレーナーの配置を求めた場合に、トレーニングジムの運営を継続することができるか協議していた。 その際のトレーニングジム利用者数から見込まれた収益と、行政財産利用料、人件費等のコストを比較した費用対効果を考慮すると、採算が合わないということで、トレーニングジムを継続することができなかった経緯がある。 なお、このときの試算で、行政財産使用料について減免が無い場合はひと月あたり10数万円となる計算になる。 その後、ビデオカメラをリアルタイムでモニタリングし、異常があれば本社に通報するシステムが多くコンビニジム等で導入されていることもあり、そういったシステムの導入により、人件費を縮小することが可能となったことから、トレーニングジム復活の余地が生まれた。 さらに、行政財産使用料について、トレーニングジムやストレッチ教室・スタジオの誘致が、アスレチックルームの「公用若しくは公共用又は公共的活動の用に供するため」と認め、使用料の一部または全額を減免することができるのではないかと検討している。 行政財産使用の許可と、使用料については、和光市財産規則及び和光市行政財産の使用料に関する条例により定められている。今説明した考え方については10ページに図示した。 そして、11ページに、今後のスケジュールについてまとめた。 アスレチックルームの利活用について、今年度末までにこの運営検討委員会での意見をまとめ、令和8年度において活用に向けた準備を行い、令和9年度から決定した活用方法で運営していくスケジュール感を想定している。 仮に、民間企業のスタジオ等にアスレチックルームの場所を貸して活用してもらうこととなった場合は、令和8年度中にプロポーザル等の手法で、企業を選定することとなる。 議事1「アスレチックルームの利活用について」の説明は以上。
中川委員長	議事1「アスレチックルームの利活用について」、事務局からはトレーニングジムの復活について民間活力の活用を検討したいという提案だったが、ヒアリングを実施して感触を掴んだ上での提案となると思うが、このような形で進めていい等ご意見はあるか。
田中副委員長	資料1-1の5ページ「(1)アスレチックルームについての意見抜粋」の中に「エアコンが壊れている」という意見があったが、どの程度の故障なのか。
事務局	アリーナにエアコンが4台あり、そのうちの1台が故障していることを指してい

	と思われる。３台は正常に稼働しているため、エアコンの効き自体に問題はないと考えているが、故障している期間が長いため、ご意見をいただいたと考えている。
中川委員長	指定管理から直営化に変わり、財政的には改善されたものの、利用者が減少してしまったという点を踏まえて、事務局はトレーニングジムの復活させるということを検討している。トレーナーを配置せず、遠隔監視システムを使って人件費を削減するなどのオペレーションの仕方を考えつつ、行政財産使用料の減免等をするについて委員から質問や意見はあるか。
三浦委員	以前のトレーニングジムの利用料について、市民は３時間３６０円というのは安すぎたのではないか。価格設定が安価だと民間企業の誘致に影響があるのでは。
事務局	今後民間企業がトレーニングジム運営した場合、料金設定は企業にお任せすることになる。
田中副委員長	トレーニングジムの誘致した場合、営業時間はどうか。
事務局	勤労福祉センターの開館時間である、１０時～２１時に合わせていただく。
田中副委員長	若い人は平日の夜にトレーニングジムに行っているイメージがある。２１時までだと若い人が来ない可能性があるのでは。
三浦委員	出勤前の時間も通いやすい。土日は混んでいるイメージがある。 指定管理にすると運営費用がかかるのか。
事務局	指定管理の場合、アクシスの事業費として市の一般財源を約４，０００万円程度支出していたが、直営だと約１，７００万円程度の支出となっている。
中川委員長	指定管理の時は業者に管理を委託し、管理の一環としてトレーニングジムの運営をしていただいていた。 今は市の直営となり、管理は委託をして行っているが、トレーニングジムは閉鎖し、アスレチックルームは遊休化した。そのため、アスレチックルームの活用として、民間企業に場所貸しをすることを検討している。つまり、市の支出はないため、今の状態よりは改善することが見込まれるため、直感的には良い提案だと思う。 ただ、そういう中で、こういう点に気を付けてほしいということや意見があれば教えてほしい。

田中副委員長	勤労福祉センターはアクセスが良くない。バスが少なく、周りに人もいない。アクセスを改善することはできないのか。
中川委員長	指定管理の時は市内循環バスが通っていたが、利用者が少なくなって、バス停が無くなったと聞いた。 そこを調整することができるのであれば、費用を掛けずに以前の指定管理時代に利用者数を近づけることができるのではないか。また、市内循環バスの調整が困難な場合でも、アスレチックルームの場所貸しをすることで今より状況は良くなるのではと思う。
田中(和)委員	場所貸しをすることにより、市の財政的にプラスになるものではないのか。
事務局	行政財産使用料を免除する場合は、場所貸しによる市の収入はない。
田中副委員長	民間企業の名前がいくつか出ているが、大体的にその企業の店舗となるのではなく、あくまで場所貸しということでは間違いないか。
事務局	あくまで場所貸しということになる。
中川委員長	例えば、公共施設の指定管理者が管理の一環としてジムを運営するならば、市の意向を受けたトレーニングジムになると思うが、今回は場所貸しなのであくまで民間企業にお任せすることになると思われる。
三浦委員	トレーニングジムに限っていないのであれば、開館時間的には、市民アンケートの回答にもあったように、子どもが使えるスペースとして利用するのも良いと思う。 最近は酷暑のため外で遊べないし、勤労福祉センターから子どもが遊べる施設、例えば、わびあなどは遠いので需要があると思う。 アスレチックルームに限らず、使われていない部屋は開放してもいいと思っている。 遊具を置いておくだけで、子どもは遊ぶし、広いスペースがあれば走り回ることできる。勤労福祉センター付近は公園も少ないので、需要があると思う。
事務局	アスレチックルーム以外にも空き室を開放して、そのような利用ができないか検討していきたいと思う。
中川委員長	子どもが遊べるスペースを確保するとなると、手を挙げる業者が変わってくる可能性もある。そのようなことがあった場合は、アスレチックルームはスポーツジ

	ムとして検討して、和室等、その他の空き室では子ども向けの事業を検討するというだけでもいいのではないかなと思う。
田中副委員長	サウナとお風呂が壊れていると思うが、シャワーだけ使うとことはできるか。
事務局	ボイラー自体が故障しているため、シャワーのみでもボイラーの修繕費が必要となってくる。そうすると、予算を確保するのが難しいと考えている。
田中副委員長	子ども向けに開放するときはシャワー等の設備はいらないが、スポーツジムが入ると、シャワーを浴びたい方は増えると思う。
事務局	ボイラーではなく簡易的な給湯設備を設置するということも検討していきたい。
中川委員長	事務局の提案は、人件費や設備にお金をかけないという点で、チョコザップの事業に似た提案ではある。ただ利用者を増やさないといけないため、シャワーを簡易的につけることや子ども向けに部屋を開放することについて検討してほしい。
田中(和)委員	指定管理の時は、市民であれば3時間360円でシャワーもお風呂も入れた。通っている方からは安いから通っていたと聞いている。今後、民間企業に場所貸しをして、企業が設定した金額が高いから行かないという方も出てくると思う。
事務局	場所貸しするのはアスレチックルームだけで、シャワーや浴室は市の設備となる。シャワーや浴室を修繕して利用できる状態にした場合、シャワー等の利用料金はアスレチックルームの使用料とは別に、市が設定することとなる。
中川委員長	公共施設を利用している人の快適さを増やすための設備としてシャワーやお風呂があると位置づけることができないわけではない。しかし、それは市として税金を使うから費用対効果を考えないといけないので、ボイラーを全面的に修繕することは財政的な判断としては難しそうだということだと思う。 そのため、少なくとも給湯設備等を簡易的につける等の検討をしていただきたいと思う。
三浦委員	スポーツジムは民間のジムがどこにでもある。スポーツジムに行きたい方を民間ジムとアクシスが取り合うような、競合関係になってしまうのではないかな。また、以前アクシスのジムに通っていた方も、既に別のスポーツジムの会員になっているのではないかな。施設利用者を増やすためには、他の施設ではないようなことをアクシスでやったほうがいいと思う。特に市の施設なので、子育て支援のような事業をやってもいいと思う。

田中副委員長	シャワーとお風呂を再開するのに、費用を掛けないといけないと考えると、スポーツジムを誘致しても中途半端になってしまうのでは。
委員長	子育て支援に関連する事業を行うということはすごく良いアイデアだと思うが、私たち勤労福祉センター運営検討委員会の議論としては、勤労福祉センター自体が勤労者の健康や福祉増進を目的とした施設であることや、アンケートの中でトレーニングジムの復活してほしいという意見があること、また利用者を増やさないといいけないことを踏まえた検討をしなくてはならない。 三浦委員のおっしゃるとおり、民間のスポーツジムとの関係はゼロサムの中で食い合いになるのではという議論もある。 一方で、公共施設にトレーニングジムの併設しているのは他市でも例がある。費用を抑え、ジム設備はそんなに大きなものではないという中でも運営することができている。だから公共施設内のスポーツジムが小規模だと全く存在意義がないかということそうではない。 今年度中に勤労福祉センターの方向性を出さないといけないとすると、当面場所貸しをして、スポーツジムの復活を検討する。それに加えて、子どもの遊び場や子育て支援ができるような活用も検討するし、広報の充実も図るという方向性を打ち出さないといけないと思う。 行政実務としての進め方という意味では、スポーツジムやストレッチスタジオ等にアスレチックルームの場所貸しをする方が、進めやすいし実現性が高いと考える。 だから、価値を大幅にあげようとして、検討期間を延長するのではなく、利用者が増えるかどうかは分からないが、ひとまずはトレーニングジムの誘致を考えてみるのもいいのではないか。
田中副委員長	今後の区画整理で勤労者が増えていくという想定はあるか。そのような点も考慮が必要なのでは。
事務局	現在実施している北インター東部地区区画整理によって勤労福祉センター周辺に事業所は増え、それに伴い勤労者が増える予定である。区画整理事業によってこの地域で働くようになる方々にも、勤労福祉センターを活用していただきたいと考えている。
田中副委員長	今の段階では、勤労福祉センター付近に勤労者が多いと思わなかったため質問した。ただ今後区画整理の影響で勤労者が増えるなら、子育て関係ではなく勤労者向けの設備でもいいのかと思った。
三浦委員	勤労福祉センターで子育てを支援するというのは施設の目的に合わないか。

事務局	施設の設置目的は「勤労者のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって勤労者福祉の増進に寄与するため」と条例で定められている。子育て支援が主な設置目的ではないので、子ども向けの設備をメインとすることは設置目的に合わないと思うが、子どもの利用を排除するというものではないため、アスレチックルーム以外でそのような事業を検討していきたいと思う。
三浦委員	設置目的である勤労者福祉からは離れると思うが、以前、未就学児向けに親子体操教室を開催したらすごく申込があった。そのため需要があると思い提案した。
中川委員長	アスレチックルームをスポーツジムだけでなく、例えばヨガなど範囲を広げて、子どもも参加できる教室ができるという条件を付けて公募することもできる可能性がある。また、アスレチックルーム以外の室場で空き時間にこのような企画を入れて施設を運営すれば施設利用率が上がると思われる。
三浦委員	午前中は部屋が空いていることが多いため、子育て世代や子どもたちが遊べるスペースにできるといいと思う。
中川委員長	アスレチックルームの利活用については、委員の皆様から様々なご指摘やご提案をいただいた。アスレチックルームについては、コンビニジムやピラティス、以前の指定管理者等、参入していただけたような企業に対してサウンディングをしていただき、資料１－１でご説明いただいたような形で進めてほしい。 その中で、様々なアイデアをいただいたので、アスレチックルームの中で子育てに関連するような事業もできるかという点を条件とするのか、または空いている部屋を活用して子育て支援を行うのかという点を並行して検討してほしい。 この他に意見がなければ、議題２に進む。
(２) １１月２３日開催イベント「勤労感謝ウィーク・イベント in アクシス」について	
事務局	※資料２「令和７年度 勤労感謝ウィーク・イベント in アクシス～企画案～」をもとに説明。 令和５年度、令和６年度においては、マジックショーや、体操、サッカー、茶道などの教室を実施した。 イベントを通して、市民の方や近隣の方、市内在勤の方など、多くの方に施設について知っていただくという目的で、勤労感謝の日にイベントを実施しているが、イベントに来られた方を施設利用にどのように繋げていくかという点で課題があった。また、普段施設を利用されている方に、イベントがあまり浸透していないこともあり、利用者の方にとってもイベントの開催が利用団体の活性化につながるような手法がないか、検討した。

	以前、運営検討委員会において、中川委員長から大学のオープンキャンパスのような形で、普段の施設の様子を来場者に見てもらうことも、施設のPR手法として考えられると、ご助言をいただいた。 これらのことを踏まえ、アクシス利用団体の方にも、これまでアクシスをあまり知らなかった方にも参加していただく「文化祭」をテーマにしたイベントとして、企画案を作成した。 1. 目的 勤労感謝ウィーク・イベント開催の目的は、「勤労感謝の日のある週の火曜日から日曜日までを勤労感謝ウィークとし、11月23日（日）勤労感謝の日当日にはイベントを開催することによって、勤労者のスポーツ及びレクリエーションの振興とアクシスの利用促進を図り、勤労者及び地域住民の福祉増進への寄与」とする。 2. 名称 令和5年度は「勤労感謝ウィーク・イベント in 勤労福祉センター」、令和6年度は「勤労感謝の日 in 勤労福祉センター」であったが、令和7年度は「勤労感謝ウィーク・イベント in アクシス」とする。 3. 開催期間 勤労感謝ウィーク：令和7年11月18日（火）～23日（日） 勤労感謝イベント：令和7年11月23日（日） とする。 4. 対象者 市内在住在勤の勤労者とその家族を主な対象者とするが、それ以外の方もご参加いただくことができる内容を考えている。 5. 内容 (1)開催期間中の施設利用料を無料とする。 (2)11月23日のイベントは、表に記載したとおりとなるが、アリーナではアクシス利用団体のうち、有志の団体2～4団体に体験会を実施していただき、会議室、和室では市主催講座を開催したいと考えており、会議室では美文字や簡単ストレッチなど仕事に役立つ講座を、和室ではヨガ講座を考えている。ヨガ講座の講師については、これまでに市主催で開催した講座の講師をお引き受けくださった、アクシス利用団体に相談させていただく予定。 アスレチックルームでは、利用団体の活動について展示を行う。 体験会と、活動内容の展示についての有志の募集について、次のページに記載している。 こちらの参加希望の有無を把握するためのアンケート用紙を8月から9月にかけて利用団体に配付し、ご協力いただけるサークルを募る。 展示する内容については、サークルの名称、活動時間、アピールポイント、連絡先を記載した「紹介カード」を後日ご協力いただけるサークルの方に作成いただき、産業支援課でまとめてアスレチックルームに掲示する。
--	---

	アスレチックルームでのサークル活動の展示は、イベント当日に限定せず、年末までなど、期間を設けて展示する。 また、展示にはアクシスの利用団体だけでなく、アクシス近隣である松ノ木島工業団地内の事業者の事業紹介も併せて実施することができないか検討している。 今回のイベント企画のポイントを整理すると、これまで市が単独で開催していたイベントに、利用団体の方のご協力をいただき、たくさんの方が気軽にアクシスや利用団体のことを知っていただく機会を設けながら、利用団体の会員募集、活動促進を実施する、利用団体と市と一緒にアクシスを盛り上げるイベントを開催したいと考えている。
中川委員長	議事2「(2) 11月23日開催イベント「勤労感謝ウィーク・イベント in アクシス」について」について、委員の皆様からご意見等あるか。
田中副委員長	勤労感謝イベントは過去何回実施したか。
事務局	令和5年度から実施して、今回で3回目となる。
田中(和)委員	過去のイベントの参加者は何人だったか。
事務局	令和5年度、6年度は、講座の参加者や来場者を含めそれぞれ約100名程度。
三浦委員	昨年度は産業支援課から依頼があり、イベント内でサッカー教室を実施した。最初は人が集まらなかったが、最終的には参加者が増えてよかったと思う。 ただ、周知の面で課題はあると思う。 早い段階でイベントを増やし、文化祭的な感じでできると面白いと思う。 子どもが来たいと思える面白い設定をすればいいと思う。
中川委員長	ターゲットは勤労福祉センターを利用している団体なのか、もしくは工業団地の方なのか。おそらく利用団体の関係者はお越しいただけると思うが、大人向けにイベントを実施しても来場者は多く見込めないと思う。 子ども向けの利用団体が参加していただけるなら、ぜひ協力をお願いして、子どもが来場できるようなイベントにした方がいいと思う。 他に意見がなければ議事については以上とする。
3 その他	
事務局	次回以降の運営検討委員会開催時期は、11月～12月頃に2回目、年度末頃に3回目の開催を予定している。

	次回はイベント開催の報告とこれまでの広報活動について、令和８年度以降のアスレチックルーム運営について、北インター東部地区区画整理事業と勤労福祉センターの関係について、を主な議題とする予定。
--	---